○国土交通省告示第五百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2158	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＥＢＤ－ＤＡ６４Ａ６ＡＥ４	スズキ ＥＢＤ－ＤＡ６３Ｔ、スズキ ＥＢＤ－ＤＡ６５Ｔ、マツダ ＥＢＤ－ＤＧ６３Ｔ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊎G－2159	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＧＢＤ－ＤＡ６４Ｖ６ＡＥ４	スズキ ＧＢＤ－ＤＡ６４Ｖ、マツダ ＧＢＤ－ＤＧ６４Ｖ	〃
㊎G－2160	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＥＢＤ－ＤＡ６４Ｖ６ＡＥ３	スズキ ＥＢＤ－ＤＡ６４Ｖ、マツダ ＥＢＤ－ＤＧ６４Ｖ	〃
㊎G－2161	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＥＢＤＤＫ６ＡＴ３	〃	〃
㊎G－2162	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＡＢＡＤＫ６ＡＥ２	スズキ ＡＢＡ－ＤＡ６４Ｗ、マツダ ＡＢＡ－ＤＧ６４Ｗ	〃
㊎G－2163	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ ＡＢＡＤＫ６ＡＴ３	〃	〃

○国土交通省告示第五百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1137	騒音防止装置 三菱 Ｈ１３－６Ｒ１０Ｆ２	三菱 ＬＫＧ－ＦＰ＊＊＊Ｖ＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12
㊎N－1138	騒音防止装置 三菱 Ｈ１３－６Ｒ１０Ｆ３	三菱 ＬＤＧ－ＦＶ＊＊＊Ｖ＊＊＊	〃
㊎G－2157	一酸化炭素等発散防止装置 三菱 Ｍ－６Ｒ１０Ｔ６ＬＫＧ	三菱 ＬＫＧ－Ｆ＊５＊Ｖ＊＊＊、三菱 ＬＤＧ－Ｆ＊５＊Ｖ＊＊＊	〃

○国土交通省告示第五百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－511	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＰＫＸＬ04.4ＮＨ１	吸入負圧：5.0 kPa　排気圧力：15.0kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
㊎ＧＳ－512	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＰＫＸＬ04.4ＮＪ１	〃	〃
㊎ＧＳ－513	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＰＫＸＬ04.4ＮＪ２	〃	〃
㊎ＧＳ－514	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー Ｃ１８－ＩＮＤ	吸入負圧：5.0 kPa　排気圧力：10.0kPa	〃
㊎ＧＳ－515	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＪＤＳ－Ｃ15Ｃ ＰＳＩ	〃	〃
㊎ＧＳ－516	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＰＫＸＬ06.6ＰＪ１	吸入負圧：5.0 kPa　排気圧力：15.0kPa	〃
㊎ＧＳ－517	一酸化炭素等発散防止装置 キャタピラー ＰＫＸＬ06.6ＰＪ２	〃	〃

○気象庁告示第七号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十七日

気象庁長官　櫻井　邦雄

第四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、府県天気予報のうち、一時間以内の範囲内における現象の推移に応じて、特定の現象を対象として行われる予報であつて、二以上の府県予報区に対して同時に発表されるものについては、気象庁本庁が行う。

第四条第五項中「府県天気予報」の下に「（前項ただし書の規定により気象庁本庁が行う府県天気予報を除く。）」を加える。

第五条第一項中「府県天気予報」の下に「（第三項及び第四項に規定するものを除く。）」を加え、「毎日二回」を「毎日三回」に改める。

第五条に次の二項を加える。

3　前条第四項ただし書の規定により気象庁本庁が行う府県天気予報については、一定の間隔で毎時一回以上行う。

4　府県天気予報のうち、特定の現象を対象として行われる予報（前条第四項ただし書の規定により行われるものを除く。）については、府県予報区を担当する気象官署（別表第四に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時に行う。

第七条第一項中「、地方週間天気予報及び府県週間天気予報」及び「それぞれ」を削る。

第七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方週間天気予報及び府県週間天気予報は、それぞれ毎日二回行う。

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げる注意報及び警報は、府県予報区の二次細分区域（一の市区町村の区域（海に面する市区町村にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。ただし、別表第四の二の下欄に掲げる区域にあつては、当該区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行う。